

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めた。

令和元年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 被登録資格決定基準日 令和元年7月3日

（ただし、年齢については、令和元年7月21日とする。）